

泉大津市公共施設等適正配置基本計画検討委員会 設置要綱

(設置)

第 1 条 この要綱は、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(平成 26 年 4 月 22 日付総財務第 74 号総務大臣通知)に基づき、泉大津市公共施設等適正配置基本計画を策定するに当たり、市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行うため、泉大津市公共施設等適正配置基本計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 検討委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱するものをもって充てる。

- (1) 公共施設の維持、保全、配置その他の管理運営に関し学識経験を有する者
- (2) 公募により選出された市民
- (3) 公募により選出された公共施設利用団体等の代表者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了するときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討委員会の会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 検討委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討委員会の事務局は、泉大津市総務部総務課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

(召集の特例)

2 最初に召集される検討委員会は、第5条の規定にかかわらず、市長が召集する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

泉大津市公共施設等適正配置基本計画検討委員会委員

H27.11.13

氏 名		備 考
古阪 秀三	京都大学大学院工学研究科教授 建築学専攻	
柴 健次	関西大学大学院会計研究科教授 会計学（公会計）	
吉田 友彦	立命館大学政策科学部教授 都市・住環境政策	
米田 大造	池田泉州銀行 リレーション推進部 地域創生室 主任調査役	
新子 美奈子	市民	公募による
釜下 育久	市民	公募による
木下 晶子	市民（利用団体）	公募による